

第2次 石川県自転車活用推進計画

令和8年4月

石 川 県

－ 目 次 －

1. 総論	1
1－1. 計画の位置付けと目的	1
1－2. 計画区域	2
1－3. 計画期間	2
2. 県内の自転車を取り巻く現状と課題	3
2－1. 自転車利用環境の状況	3
3. 計画の目標及び実施すべき施策	20
3－1. 計画の目標	20
3－2. 実施すべき施策	24
3－2－1. 【目標1】道路・まちづくり	24
3－2－2. 【目標2】交通安全	25
3－2－3. 【目標3】移動環境	28
3－2－4. 【目標4】健康	29
3－2－5. 【目標5】スポーツ・観光	30
4. 計画の推進体制とフォローアップ	32
4－1. 計画の推進体制	32
4－2. 計画のフォローアップ	32

1. 総論

1-1. 計画の位置付けと目的

自転車は通勤・通学や買物、また、サイクリングを通じた健康づくりや余暇の充実など幅広い目的で県民に利用されており、身近で環境にやさしいまちなかでの移動手段としてだけでなく、地域とのふれあいや仲間とのつながりを取り持つコミュニケーションツールとして、観光振興や地域活性化の一端も担っている。特に、本県には、大規模自転車道が南北に細長い県土の海岸線沿いに4路線、県内最長の河川である手取川沿いに1路線の総延長約130kmが整備されている。また、能登半島など県内各所を周遊するルートが設定・整備されており、観光施設やレクリエーション施設、景勝地などを結ぶ自転車ネットワークが形成され、県民だけでなく国内外のサイクリストを魅了する環境に恵まれている。

国では、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」が平成29年5月に施行された。また、この基本理念に加え、自転車の活用を総合的かつ計画的に進めるため、「自転車活用推進計画」を平成30年に策定しており、現在は、令和8年度に「第3次自転車活用推進計画」を策定する予定で進められている。

本県では、「石川県自転車活用推進計画」（以下「第1次計画」という。）を令和2年4月に策定し、自転車活用推進法や国の自転車活用推進計画に則し、県域の実情に応じた自転車活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に定め、推進してきた。第1次計画の期間満了に伴い、昨今の自転車を取り巻く社会情勢の変化への対応のほか、令和6年能登半島地震及び奥能登豪雨の災害を受けた現状や今後の取組も含め、「第2次石川県自転車活用推進計画」を策定する。

なお、県内市町でも自転車活用の推進にかかる独自の取組が行われているところであり、本計画の取組を踏まえつつ、今後、市町においても各地域の実情に応じた取組の充実を期待するものである。

【参考】自転車活用推進法（平成 29 年 5 月 1 日施行）

自転車活用推進法（第二条 基本理念）

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。

4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

【参考】国の第 3 次自転車活用推進計画（令和 8 年度策定予定）

～自転車活用推進法の目的や基本理念を踏まえるとともに、自転車を巡る現状及び課題に対応するため、「安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す」をビジョンとして、以下の 5 つの目標が掲げられている～

目標 1 安全で快適な走行環境等の整備による良好な自転車利用環境の実現

目標 2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

目標 3 自転車交通の役割拡大による良好な地域の移動環境の形成

目標 4 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現

目標 5 サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化

1-2. 計画区域

本計画の計画区域は、石川県全域とする。

1-3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 年度から令和 13 年度の 6 年間とする。ただし、社会情勢の変化等により見直しが必要な場合が生じた場合は、適宜、必要な見直しを行うこととする。

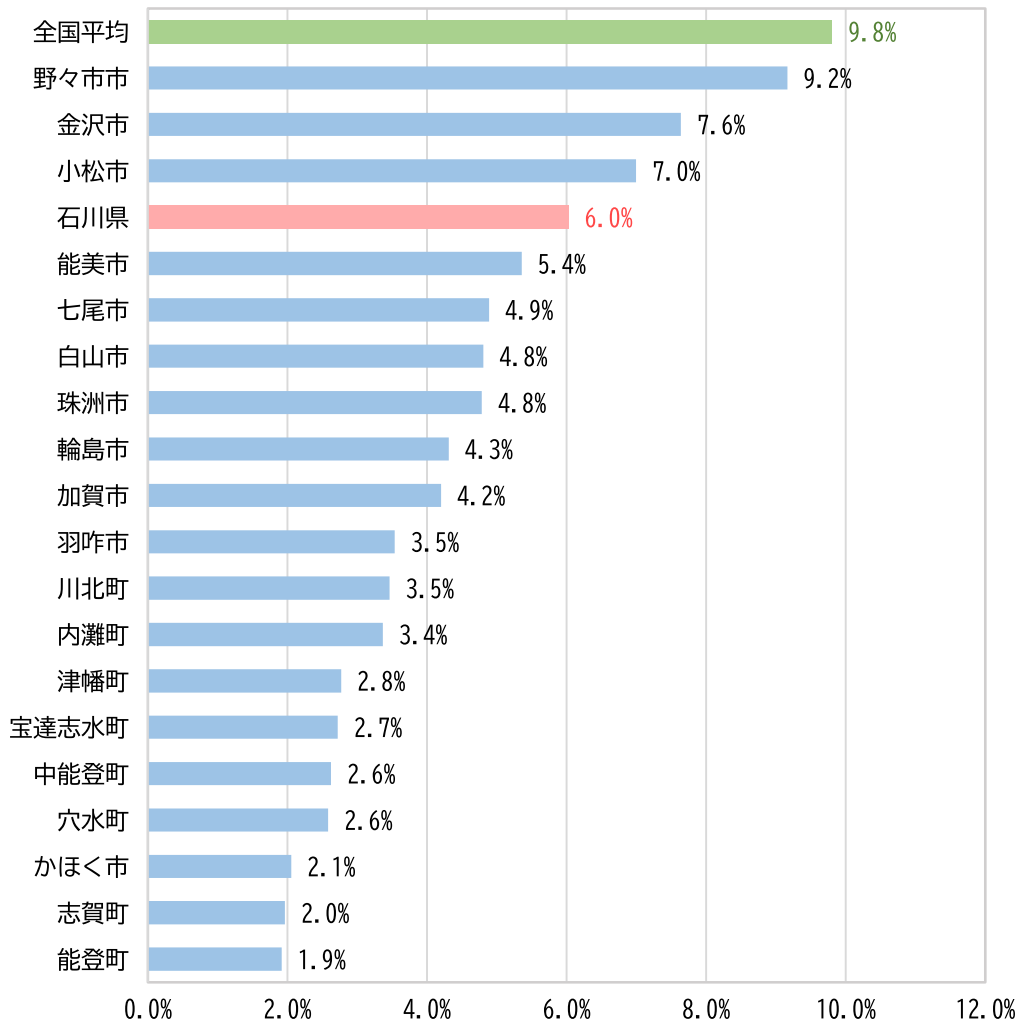
2. 県内の自転車を取り巻く現状と課題

2-1. 自転車利用環境の状況

1) 自転車利用環境

■ 県民の自転車利用・保有状況

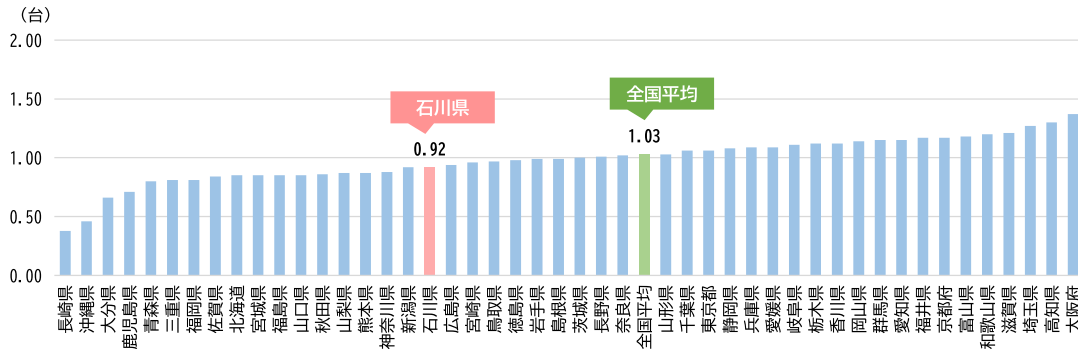
本県は、日照率の低い日本海側の気候であり、その特性が顕著に現れる冬期は、北西からの季節風により気温が低く、雪の降る日が多くなる。このため、年間を通して自転車利用が容易な環境とは言えず、通勤・通学時の自転車分担率は、全国平均を下回っている。



【石川県自治体の通勤・通学時の自転車分担率】

出典：令和2年国勢調査

また、1世帯あたりの自転車保有台数は、本県は0.92台と全国平均の1.03台より低い状況にある。



■シェアサイクル・レンタサイクルの普及

県内では、県民や観光客の都市内移動を活性化するため、多くの市町でシェアサイクル、レンタサイクルが導入されている。

シェアサイクルについては、金沢市では平成24年3月に金沢公共シェアサイクル「まちなり」が導入され、年間利用者数は年々増加し、令和6年度には32万人超となった。また、小松市では令和5年3月に「こまつシェアサイクル」の運用が開始されている。

レンタサイクルについては、和倉温泉や加賀温泉郷等の温泉街や千里浜なぎさドライブウェイなど、各所で導入され、観光客の回遊やレジャーとして活用されている。なお、能登地域においては、令和6年能登半島地震の影響により休業している施設がある。



【金沢公共シェアサイクル まちなり】



【こまつシェアサイクル】



【羽咋市レンタサイクル】

【県内の主なシェアサイクル・レンタサイクルの一覧】

(太字：シェアサイクル)

自治体名	サービス名	事業主体
輪島市	楽輪々（らくりんりん）	輪島市観光協会
珠洲市	レンタサイクル※	NPO法人 能登すずなり
穴水町 七尾市	のと鉄道レンタサイクル※	のと鉄道株式会社
七尾市	わくれん！和倉温泉レンタサイクル※	和倉温泉観光協会・ 和倉温泉旅館協同組合
七尾市	レンタサイクルななりん※	ななお・なかのとDMO
羽咋市	レンタサイクル	羽咋市
内灘町	レンタサイクル	内灘町観光協会
金沢市	まちなり	金沢市
野々市市	1の1 NONOICHI レンタサイクル	野々市市観光物産協会
白山市	白山GO レンタサイクル	白山市観光連盟
能美市	のみふる号	能美市
小松市	こまつシェアサイクル	小松市
小松市	貸し自転車	(公財)木場潟公園協会
加賀市	片山津温泉レンタサイクル	片山津温泉観光協会
加賀市	山中温泉レンタサイクル	一般社団法人山中温泉観光協会
加賀市	山代温泉レンタサイクル	一般社団法人山代温泉観光協会
加賀市	大聖寺レンタサイクル	NPO法人歴町センター大聖寺

※ 令和6年能登半島地震により休業中

■自転車通行環境の整備

自転車の利用促進を図るためには、自転車の通行環境を整えることが必要であり、本県はこれまでに、県道東金沢停車場線での自転車レーンの整備や、県道金沢井波線や県道倉谷土清水線等で自転車走行指導帯の整備を進めてきている。現在も引き続き、国道 359 号等において自転車走行指導帯の整備に取り組んでいるところである。これら自転車通行空間を効果的に整備することを目的とする自転車ネットワーク計画は、現在、金沢市（令和 7 年 3 月改定）と加賀市（平成 30 年 5 月）で策定されている。



【金沢市の自転車通行空間（県道倉谷土清水線）】



【金沢市の自転車通行空間（国道 359 号）】



【金沢市の自転車通行空間（県道金沢井波線）】



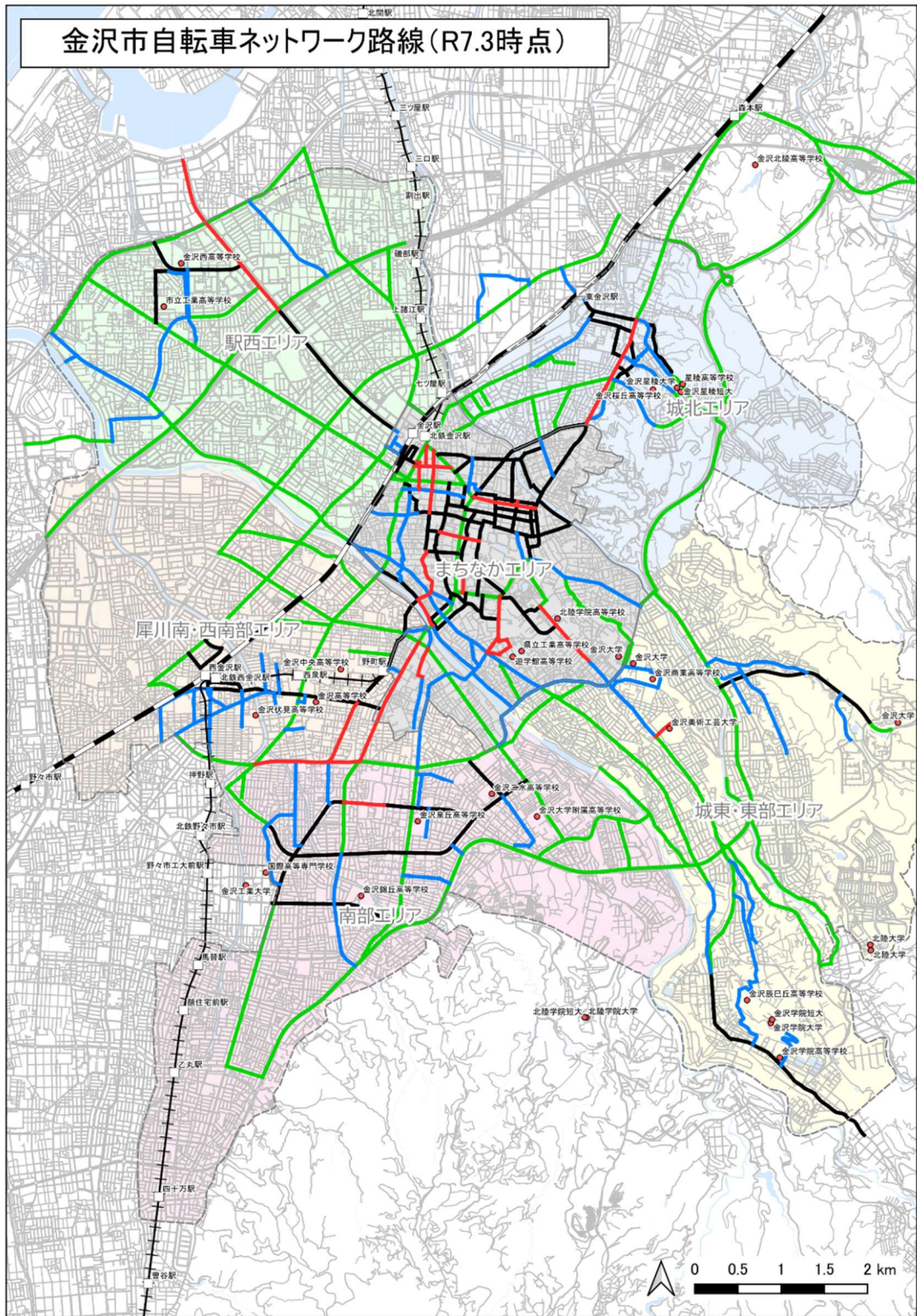
【金沢市の自転車通行空間（国道 159 号）】



【金沢市の自転車通行空間（市道）】



【加賀市の自転車通行空間（市道）】



【自転車ネットワーク候補路線(案)】

出典：金沢自転車ネットワーク協議会資料より



【加賀市自転車ネットワーク路線】

出典：加賀市自転車のまち推進計画より

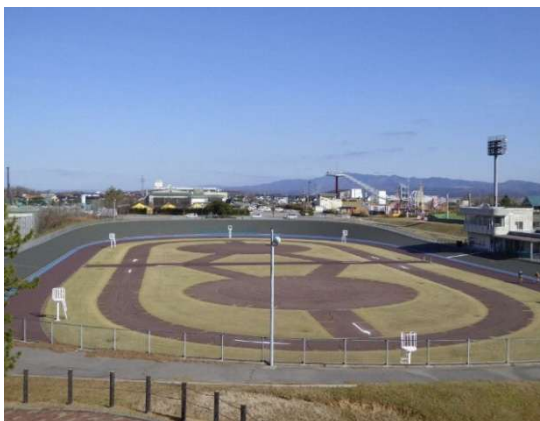
2) 健康増進・スポーツ

■県民一人ひとりの健康づくり

令和4年の県民健康・栄養調査によると、運動習慣のある人の割合は、20～64歳において約3割で、平成28年調査と比較して、特に30～40歳代で増加している。運動は、生活習慣病の予防に効果があり、例えば、1日10分程度の散歩を増やすことでも、うつ病や認知症、脳卒中、がん、動脈硬化、骨粗鬆症、高血圧、糖尿病、肥満等に対する予防につながるということが認められている。自転車でも、適正な運動強度を維持しやすく脂肪燃焼等に効果的であり、生活習慣病の予防に期待できるほか、年齢を重ねた時の歩ける身体づくりにも資するものである。また、自転車は、日頃運動をしていない人でも手軽に運動できる手段である。このことから、自転車の楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりを進めることが重要である。

■競技環境等の整備

本県の自転車競技の環境として、内灘町サイクリングターミナル内に「県立自転車競技場」がある。競技場には周長400mのトラックがあり、これまでにインターハイや日本スポーツマスターズ等の各種大会が開催されるとともに、競輪選手の練習場所としても活用されている。また、通常の自転車のほか、変わり種自転車（形状や運動方法にさまざまな特徴がある変形自転車）の貸し出しをおこなっており、自転車に親しむことができ、県民の健康と体力増進に寄与している。



【石川県立自転車競技場】

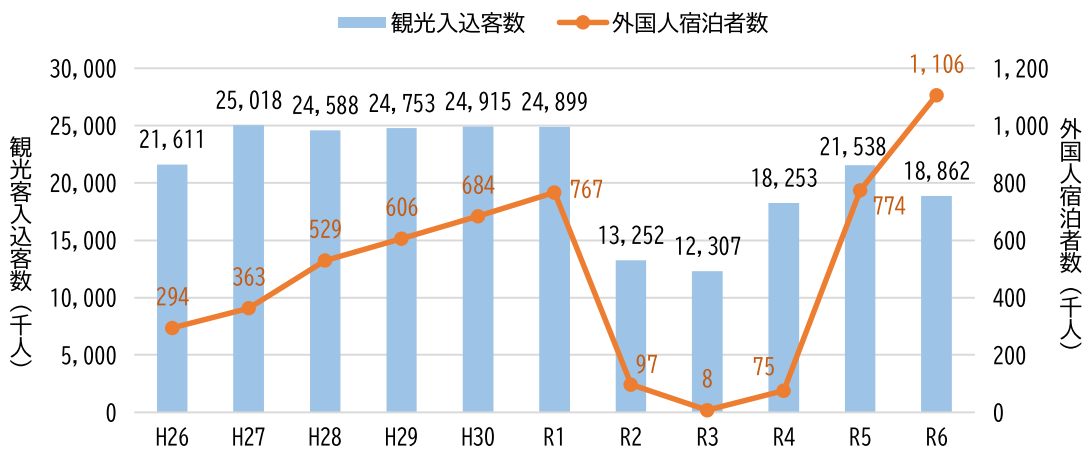


【変わり種自転車】

出典：一般財団法人内灘町公共施設管理公社ホームページより

3) 観光振興

本県の観光入込客数は、令和2年から令和4年に新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少し、令和5年に平成26年の北陸新幹線開業前の水準にまで回復したが、令和6年には令和6年能登半島地震や奥能登豪雨による災害の影響で減少している。なお、外国人宿泊者数は、令和6年には約111万人と、平成26年の北陸新幹線開業前と比べ約3.8倍となっている。そのため、外国人観光客の増加に伴うオーバーツーリズムへの対応、能登地域における復旧復興に向けた関係交流人口の確保等が課題となっている。



【石川県内の観光入込客数と外国人宿泊者数の推移】

出典：統計からみた石川県の観光

近年、訪日外国人旅行者のニーズが、「モノ消費」から体験型観光の「コト消費」へ変化するなど、体験型や滞在コンテンツの充実が求められている。第1次計画では、観光分野の目標を『「いしかわ里山里海サイクリングルート」を活かす「おもてなし」やサイクルスポーツの充実』として、自転車の走行環境、サイクリストの受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に取り組み、自転車の活用による観光地域づくりを進めてきた。また、「石川県創造的復興プラン」において、地域の活性化にむけたサイクルツーリズム等を施策に位置付け、今後、能登の創造的復興の1つとしてサイクルツーリズムの活性化に取り組むこととしている。

■サイクリングルートの活用

本県では、豊かな自然、美しい里山里海の景観等を活かして、観光振興・地域活性化を図るため、サイクリング環境の整備に取り組んでおり、加賀から能登までの各観光地や海岸線を巡る、全7コースを「いしかわ里山里海サイクリングルート※」として設定している。また、本県では、これまでに、大規模自転車道を整備してきており、その一部を「いしかわ里山里海サイクリングルート」として活用している。

【いしかわ里山里海サイクリングルートの一覧】

コース名	特徴	距離 (km)
いしかわ里海めぐりコース	加賀、能登の全6コースを連結し、石川の里海周辺を堪能できる長距離ルート	373.3
白山手取川コース	白山眺望スポットや鶴来の街並みを見所とし、日本海から手取川に沿った手取キャニオンロードを主とするコース	108.2
日本遺産・加賀四湯いでゆコース	日本遺産・加賀市橋立町の北前船屋敷の景観や、こまつ石の文化に加え、片山津、山代、山中、栗津の4つの温泉地を巡るコース	80.6
のと里浜コース	千里浜海岸や七塚海岸を見所とし、海岸を走破する能登海浜自転車道を通るコース	34.5
羽咋・巖門 里山コース	巖門や旧福浦灯台を見所とし、日本海の景観を堪能するコース	63.0
奥能登コース	千枚田や見附島等を見所とし、里山里海の美しい景観を堪能する半島周遊コース	163.0
七尾湾コース	七尾湾、能登島、和倉温泉街、里海の風光明媚な景観に加え、中能登町の文化・歴史を堪能できるコース	70.4

※(株)モンベルが運営する「ジャパンエコトラック」に第9号エリアとして登録され、全国のモンベルショップにルートマップを配置している

【自転車道の一覧】

名称	特徴	距離 (km)
羽咋健民自転車道	羽咋市市街地から能登半島外浦の海岸線に沿って走行し、志賀町高浜地内から平野部に入り三明休憩所を経由して観光名所「巖門」に至る大規模自転車道。	32.5
能登海浜自転車道	内灘町向栗崎から羽咋市柳田町までのと里山海道に並行して伸びる大規模自転車道。沿線には「千里浜なぎさドライブウェイ」等があり、海岸線を横に見ながら走ることができる。	33.2
加賀海浜自転車道	金沢市の「健民海浜公園」から小松市の「安宅海浜公園」までの海岸線に沿って伸びる大規模自転車道。沿線には「松任海浜公園」や海水浴場等がある。	23.6
小松加賀健民自転車道	山間部の「小松市憩いの森」から、沿岸部の「安宅関址公園」を経由して加賀市片野町まで海岸線を走行する大規模自転車道。沿線には「加佐の岬」や「橋立地区重要伝統的建造物群」等がある。	21.1
手取キャニオンロード	旧北陸鉄道金名線の廃線敷を利用して大規模自転車道。沿線には「手取峡谷」や「綿ヶ滝」等がある。	16.8

国では、日本を代表し世界に誇りうるサイクルルート指定する「ナショナルサイクルルート制度」を創設（令和元年9月）し、指定されたルートは国が国内外に向けたプロモーションを実施することとなっている。本県の「いしかわ里山里海サイクリングルート」について、国のナショナルサイクルルートへの指定を目指し、指定要件となっている走行環境や受入環境等の環境整備に取り組んでいるところである。

具体的には、サイクリングルートにおいて、自転車の通行位置を示した矢羽根型路面表示を100m毎、案内路面表示や案内看板を5km毎に設置し、ルートを案内しているほか、快適にサイクリングを楽しんでいただくため、トイレや空気入れ、工具等の提供等を行うサポート施設を配置している。

さらに、スタンプラリーやフォトコンテストを実施し、サイクリングルートの利用促進にも努めるとともに、外国人観光客も、本県の魅力を感じてサイクリングが楽しめるよう、英語版のサイクリングマップも作成し、情報発信に努めている。

また、サイクルガイドの育成やサイクリストの受入の向上を目的として、民間事業者等を対象に「いしかわサイクルツーリズムセミナー」を開催し、サイクルツーリズムの機運醸成にも取り組んでいる。

さらには、令和6年3月に北陸新幹線の敦賀開業により、富山県・石川県・福井県の北陸三県が繋がり、広域観光を促進する観点から北陸三県が連携したサイクルツーリズムにも取り組んでいる。

■サイクリングイベント

県内では、豊かな自然環境を活かしたサイクリングイベントが開催されており、「いしかわ里山里海サイクリングルート」も一部利用されている。

平成元年に始まった「ツール・ド・のと400」は、日本3大ツール・ドの1つとされ、約400kmの能登半島一周コースを3日間かけて走り、全国最長級の走行距離の大会として知られている。現在は令和6年能登半島地震の影響により、1日コース等の規模を縮小しての開催となっている。

また、令和5年5月にユネスコ世界ジオパークに認定された白山手取川ジオパークを活用し、海から山の自然と景観を楽しむ「GEORIDE HAKUSAN」が令和6年から新たに開催されるなど、多彩な大会が開催されている。



【GEORIDE HAKUSAN】



【がんばろう北陸! つながる富山と石川 復興応援ライド】出典：国土交通省 HP



【ツール・ド・のと400】



【ツール・ド・のと (奥能登復興サイクル100)】

【県内サイクリング等のイベント概要】

大会名称	開催場所	参加者数 (令和7年度)
ツール・ド・KAGA サイクリング	川北町、能美市、小松市、加賀市	147名
能登島トライアスロン	七尾市	約400名
ツール・ド・のと400	金沢市、内灘町、かほく市、津幡町、宝達志水町、羽咋市、中能登町（令和7年大会時点）	537名
ツール・ド・のと (特別企画 奥能登復興サイクル100)	輪島市、珠洲市	約100名
KOMATSU 全日本鉄人レース	小松市	480名
GEORIDE HAKUSAN	白山市	約500名
がんばろう北陸！つながる富山と石川 復興応援ライド	富山県射水市、七尾市、中能登町、羽咋市等	64名

■サイクルトレイン

北陸鉄道株式会社が運営する石川線と浅野川線では、一部車両に無料で自転車を持ち込めるサイクルトレインを運行している。それぞれの終着駅は「いしかわ里山里海サイクリングルート」に近接しており、サイクリストの体力や経験・実力による迂回の選択肢の1つとなるほか、地域住民の利便性向上のため、重要な移動手段となっている。

また、IR いしかわ鉄道株式会社では、隣県の鉄道事業者と連携し、サイクルトレインのイベント列車のトライアル運行を令和5年と令和6年に実施している。



【サイクルトレインの様子（石川線）】



【サイクルトレインの様子（浅野川線）】



【富山 - 石川間サイクルトレインの
トライアル運行 津幡駅での移動の様子 (R5)】



【福井 - 石川間サイクルトレインの
トライアル運行 美川駅での移動の様子 (R6)】

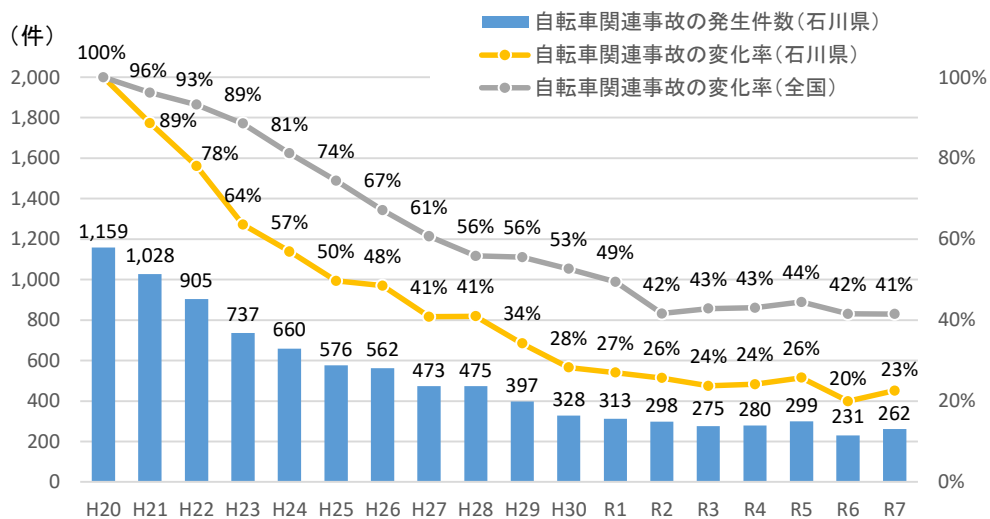
4) 交通安全

本県における自転車の交通事故発生件数は、令和7年は262件と10年前の約半数まで減少しており、この減少率は全国的な減少率よりも大きくなっている。自治体別では、金沢市の事故が154件と県全体の約6割を占め、次いで、小松市、白山市、野々市市の順で多く発生している。

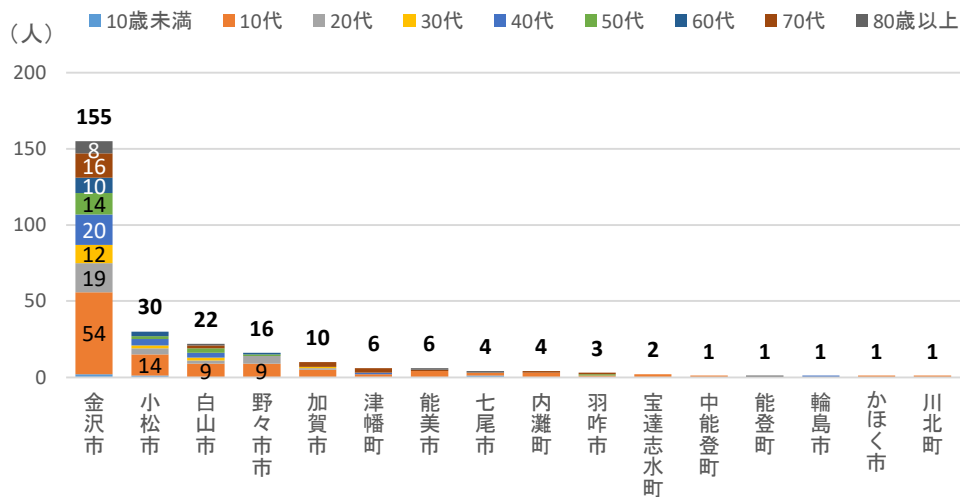
また、令和6年の県内における人口1万人当たりの中高生の通学時の自転車事故発生件数は、中学生が全国22位、高校生が38位（自転車の安全利用促進委員会ホームページより）であるが、10代の事故発生割合は高くなっている。死者数では60代以上が多く、子どもから高齢者までの幅広い自転車利用者に対する交通安全教育が重要である。そのため、自転車走行指導帯等を整備した区間では、道路管理者と警察、地元住民が連携し、通行ルール等について街頭指導を行っている。併せて、ライフステージ別の交通安全教育の一つとして、交通安全教育が不足している未就学児を対象に、自転車の乗り方やルール・マナーを学ぶ交通安全プログラム「遊びながら学ぶ！デンマーク式自転車教室」を令和5年から実施している。

また、本県では、自転車利用者が加害者となる事故が後を絶たず、全国では高額賠償が請求される事案が発生していることから、自転車損害賠償保険の加入義務化などを定めた、自転車の安全で適正な利活用に関する条例を制定した。

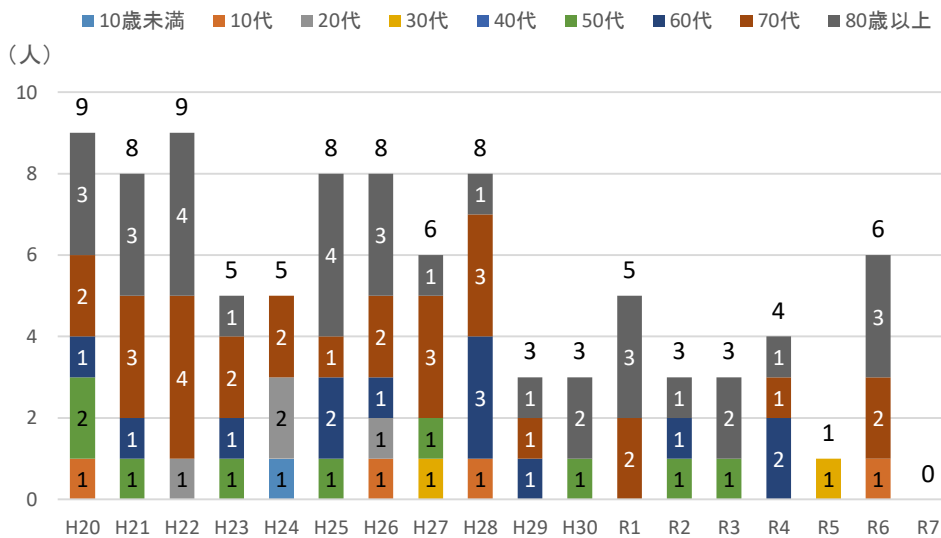
さらに、地域の安全・安心を向上させるため、災害時における人々の移動や輸送の手段として自転車の有効活用を図ることが重要である。



【石川県の自転車関連事故発生件数及び事故減少率】



【自治体別の自転車関連事故の年代別人数（令和7年）】



【石川県の自転車関連事故による年代別死者数】

出典：石川県警察本部提供資料より作成



【街頭指導の様子】



【デンマーク式自転車教室の様子】

3. 計画の目標及び実施すべき施策

3-1. 計画の目標

自転車は、健康増進や余暇の充実、低環境負荷、災害時移動等の様々な観点で有益であるとともに、利用目的も買い物や通勤・通学等の日常生活に加えてサイクリングや観光など幅広く、子どもや高齢者、女性、外国人居住者等、社会のあらゆる人々にとって極めて身近な交通手段である。

本県においても、安全・快適に自転車を活用できる環境の整備促進により、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した持続可能で豊かに暮らせる社会となることが求められる。

このような背景から、自転車の特性を活かし、「利用環境」「安全・安心」「移動環境」「健康増進」「観光地域づくり」の5つの分野での自転車活用の取組を推進していくこととする。

目標 1 : 道路・まちづくり

～豊かな暮らしを支える自転車交通の実現～

自転車活用を推進していく上での基盤となる、安全で快適な自転車利用環境の創出を図るため、まちづくりとも連携した自転車通行空間の整備の促進や違法駐車取締り等により、自転車を利用しやすい環境の形成を図る。

【施策の方向性】

- 市町の自転車活用推進計画の策定支援
- 自転車通行空間の計画的な整備推進
- 自転車通行空間を確保するための駐車対策の実施
- まちづくりと連携した総合的な取組の実施

目標 2 : 交通安全

～自転車事故のない安全で安心な社会の実現～

安全で安心な交通環境を創出し、自転車事故の削減を図るため、自転車通行空間の整備を促進するほか、自転車利用に関する交通ルールの遵守に係る指導・取締りの推進等の社会情勢の変化も踏まえ、安全意識の醸成や交通ルールの周知、安全教育の推進等を進める。さらに、災害時は、自転車の有効活用により、交通手段を確保し、地域社会の安全・安心を向上させる。

【施策の方向性】

- 自転車利用に関する交通安全教育の促進
- 自転車の交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 自転車通行空間の計画的な整備促進（再掲）
- 自転車関連事故の分析・対策の実施
- 災害発生時における自転車活用の位置付け

目標 3 : 移動環境

～活力ある地域の良好な移動環境の形成～

自動車に依存しすぎない、人中心のまちづくりに向け、公共交通とも連携した自転車利用の促進を図り、地域における良好な移動環境の形成に取り組む。

【施策の方向性】

- シェアサイクルの普及支援
- 公共交通機関への自転車持ち込みの促進

目標 4 : 健康

～自転車の活用によるライフパフォーマンス向上や健康増進～

日常生活の移動手段やスポーツ等の自転車利用の促進により、性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず多様な人々のライフパフォーマンスの向上を図り、心身の健康の保持増進の促進に取り組む。

【施策の方向性】

- シェアサイクルの普及支援（再掲）
- サイクルスポーツの振興の推進

目標5：スポーツ・観光

～「いしかわ里山里海サイクリングルート」を活かす

「おもてなし」やサイクルスポーツの充実～

自転車に乗ることを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむサイクルツーリズム等を実施し、自転車を活用した地域の活性化を進める。また、サイクリングイベントの発信等により、サイクルスポーツを楽しめる機会の創出を図る。

「いしかわ里山里海サイクリングルート」について、ナショナルサイクルルートの指定に向け、走行環境や受入環境、情報発信、魅力づくり等に取り組むことにより、ハード・ソフト両面から、サイクリング環境の創出を図る。

【施策の方向性】

- サイクルスポーツ振興の推進（再掲）
- 世界に誇るサイクリング環境の創出
- いしかわ里山里海サイクリングルートの利用促進
- 公共交通機関への自転車持ち込みの促進（再掲）

3-2. 実施すべき施策

3-2-1. 【目標1】道路・まちづくり

1) 市町の自転車活用推進計画の策定支援

- ・計画的な自転車通行空間の整備を推進するために、市町における自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画含む）の策定に向けて、働きかけや技術的な支援を行う。

2) 自転車通行空間の計画的な整備推進

- ・歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）の整備を推進する。整備にあたっては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）」や市町が策定した自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画含む）に基づき検討を行うものとする。

3) 自転車通行空間を確保するための駐車対策の実施

- ・市町における路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの促進等により、自転車通行空間の確保を支援する。

4) まちづくりと連携した総合的な取組の実施

- ・歩行者や自転車中心のまちづくりと連携し、無電柱化等と合わせた自転車通行空間の整備を実施する。自転車通行空間の整備にあたっては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）」、市町が策定した自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画含む）に基づき検討を行うものとする。

3-2-2. 【目標2】交通安全

1) 自転車利用に関する交通安全教育の促進

- ・道路交通法が改正され、令和8年4月から16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）が導入されることを踏まえ、着実な自転車の交通ルールの周知を図る。特に自転車を利用することの多い小学生、中学生及び高校生に対しては、学校やPTA、警察と連携して、自転車の安全な乗り方教室の開催や、自転車ルール・マナー検定等を実施する。また、ライフステージ別の交通安全教育の拡充に向け、「自転車の交通安全教育ガイドライン（警察庁）」を参考とし、高齢者に対する交通安全教室等による自転車の安全利用ルールやマナーの理解促進、未就学児における遊びながら交通ルールを学べる自転車教室等の実施により、交通安全教育の充実を図る。

2) 自転車の交通安全に関する普及啓発活動の推進

- ・県、市町、教育委員会、警察等が実施する石川県交通安全県民運動において、「自転車の安全利用の推進」を運動の重点に掲げ、年間を通じた運動等を展開する。
- ・近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあることから、被害者の救済の十全を図るため、関係事業者の協力を得つつ、損害賠償責任保険（TSマーク付帯保険等）の加入の加速化など、自転車安全性の確立に向けた取組を推進する。
- ・自転車運転者講習制度を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。

- ・道路交通法の改正により、令和5年から全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されている。交通事故の被害を軽減する目的であることを踏まえ、交通安全教育や広報啓発等により、幼児・児童から高齢者までの全ての利用者に対し、自転車利用時におけるヘルメット着用を促進する。また、県職員に対しても、県民の手本となるよう、ヘルメット着用を指導する。
- ・ペダル付き電動バイクについては、原動機付自転車又は自動車に該当することから、道路を通行するにはナンバープレートの取得、車体への表示が必要なほか、運転に当たっては免許及び乗車用ヘルメットが必要なことなど、遵守すべき交通ルールの周知徹底を図るとともに、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化する。
- ・自動車運転免許更新時講習において使用する教本の中で、「自転車安全利用五則」の遵守、自転車通行空間等について紹介するなど、自動車運転者に対する自転車の交通ルールや自転車の側方通過時の安全確保に関する教育を行っていく。

3) 自転車関連事故の分析・対策の実施

- ・学識者、道路管理者、警察が参画する「金沢自転車ネットワーク協議会」の分科会である「金沢自転車事故対策研究会」において、市内の自転車関連事故を分析し、事故の危険がある箇所の安全対策を実施する。

4) 自転車通行空間の計画的な整備推進（再掲）

- ・歩行者、自転車及び自動車適切に分離された自転車通行空間（自転車道、自転車専用通行帯、車道混在）の整備を推進する。整備にあたっては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省・警察庁）」、市町が策定した自転車活用推進計画（自転車ネットワーク計画含む）に基づき検討を行うものとする。

5) 災害発生時における自転車活用の位置付け

- ・県の各土木事務所等への自転車の配備を検討し、災害時における被害状況の把握等で自転車を活用するなど、危機管理体制の強化を図る。その他、平時においては、業務上の近場の移動等に自転車を有効活用する。

3-2-3. 【目標3】移動環境

1) シェアサイクルの普及支援

- ・市町や観光協会等におけるシェアサイクルの実施にあたり、公共空間（公共施設、公園、駅、バス停、歩道等）をサイクルポート用地として協力することや案内サインの設置に協力するなど、シェアサイクルの普及を支援する。

2) 公共交通機関への自転車持ち込みの促進

- ・公共交通機関へ自転車をそのまま持ち込むことは、安全性等の面で課題があるものの、サイクリング利用者をはじめ、観光客や地域住民の利便性の向上に繋がることから、交通事業者の状況を踏まえ、サイクルトレイン等の取組実施を働きかけるとともに、広く周知を行う。

3-2-4. 【目標4】健康

1) サイクルスポーツ振興の推進

- ・サイクルスポーツの裾野を広げ、できるだけ多くの人がサイクルスポーツを楽しめる機会を創出するために、自治体や関係機関と連携し、既存のサイクルイベントや今後新たに企画されるサイクルイベントの開催を支援する。サイクルイベントについては、年齢や性別、国籍を問わず、多様な方が参加し、楽しむことができるイベントとするよう支援する。

2) シェアサイクルの普及支援（再掲）

- ・市町や観光協会等におけるシェアサイクルの実施にあたり、公共空間（公共施設、公園、駅、バス停、歩道等）をサイクルポート用地として協力することや案内サインの設置に協力するなど、シェアサイクルの普及を支援する。

3-2-5. 【目標5】スポーツ・観光

1) サイクルスポーツ振興の推進（再掲）

- ・サイクルスポーツの裾野を広げ、できるだけ多くの人々がサイクルスポーツを楽しめる機会を創出するために、自治体や関係機関と連携し、既存のサイクルイベントや今後新たに企画されるサイクルイベントの開催を支援する。サイクルイベントについては、年齢や性別、国籍を問わず、多様な方が参加し、楽しむことができるイベントとするよう支援する。

2) 世界に誇るサイクリング環境の創出

- ・いしかわ里山里海サイクリングルートについて、ナショナルサイクルルート指定に向けて、指定要件である矢羽根型路面表示や案内路面表示、案内看板等の走行環境を整備し、指定水準を維持するため、適切な維持管理に努める。
- ・いしかわ里山里海サイクリングルートについて、ナショナルサイクルルート指定に向けて、鉄道駅や空港、道の駅等において、サイクリングの出発地として必要な機能の充実のほか、サポート施設の確保やサイクリストに優しい宿泊施設の情報発信、サイクリングガイドの育成支援等の受入環境の整備促進に取り組む。
- ・いしかわ里山里海サイクリングルートを象徴するロゴマークを設定し、ロゴマークを活用したサイクリングルートの魅力を国内外に幅広く発信する。

3) いしかわ里山里海サイクリングルートの利用促進

- ・スタンプラリーやフォトコンテストを開催し、走る楽しみの幅を広げつつ、サイクリングルートの利用促進を図る。
- ・国内外からの誘客を図るため、多言語版のルートマップの制作・配置や英語版プロモーション動画の配信、ホームページによるPR等を行い、本県のサイクリングルートの魅力発信に努める。
- ・広域観光の推進を図るため、北陸3県で連携したPRやイベント等を開催することにより、誘客を促進する。

4) 公共交通機関への自転車持ち込みの促進（再掲）

- ・公共交通機関へ自転車をそのまま持ち込むことは、安全性等の面で課題があるものの、サイクリング利用者をはじめ、観光客や地域住民の利便性の向上に繋がることから、交通事業者の状況を踏まえ、サイクルトレイン等の取組実施を働きかけるとともに、広く周知を行う。

4. 計画の推進体制とフォローアップ

4-1. 計画の推進体制

- ・本計画の推進にあたっては、関係部局や自治体、石川県警察本部、自転車関係団体等と密に連携を図り、施策を推進する。また、学識者や第三者からの意見を聴取する際には、「いしかわ里山里海サイクリングルート利用促進協議会」等を活用して行う。

4-2. 計画のフォローアップ

- ・計画のフォローアップは、関係部局や自治体、石川県警察本部、自転車関係団体と連携し、計画の施策にて行う。
- ・計画期間内であっても、社会情勢の変化や法制度の整備、自転車利用実態が変化し、計画を見直す必要性が生じた場合に、適宜、見直すものとする。